

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」における施策の実施状況【令和6年度】

基本目標 I 暴力を許さない社会づくりの推進	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	<p>リーフレットや相談案内カードの配布(中高生向け:67,000部、相談案内カード:55,000部) 各種メディア(県広報誌、HP、ラジオ、テレビ)、SNSなどを活用した広報啓発</p> <p>DV防止フォーラムの開催 1回 デートDV防止講座の実施 5校 県政出前講座の実施 33回</p> <p>DV関係について説明したリーフレットを各警察署に設置</p> <p>県政出前講座「トメスティック・バイオレンス(DV)のない社会に」の実施(1回)</p> <p>市町村担当課長会議での働きかけ(1回) 「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動(市町村、民間団体等) 教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(1回、動画配信により74名受講)</p> <p>市町村、企業、各種団体等への啓発講師の派遣(97回) 人権啓発冊子の作成及び配布</p>
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	<p>男女共同参画の視点に立った教育の推進に向けた教育局担当課との相互連携</p> <p>公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教育委員会担当者を対象とした人権教育研修会を実施し、各学校が「人権感覚育成プログラム」を活用し、児童生徒に人権感覚を育成するよう働き掛けた。(5回)</p> <p>県内の全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校(さいたま市立を除く)において、年度内に1回以上の非行防止教室が実施されることを目標として取組みを行った。(実施学校数1, 249校)</p> <p>私立学校教職員人権教育研修会の実施 11回 (私立学校、幼稚園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等についての周知徹底と、各校・各園における生命の安全教育の実施を要請した。)</p> <p>「保育士等資質向上研修」全15回のうち「保育所等における児童虐待防止」をテーマに1回研修を実施した。</p> <p>非行防止教室のテーマとして「自殺の未然防止、性非行・わいせつ等」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施した。</p> <p>児童生徒の発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく「性に関する指導」の充実を図る。</p> <p>「性に関する指導」課題解決検討委員会の開催(3回) 「性に関する指導」指導者研修会の開催(1回) 「性に関する指導」授業研究会の開催(1回)</p> <p>生徒指導課・保健体育課と連名で、生命(いのち)の安全教育の推進に関する通知を発出し、各公立学校に周知した。</p> <p>私立学校教職員人権教育研修会の実施 11回 (私立学校、幼稚園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等について周知徹底を行った。)</p> <p>保育従事者等を対象としたこどもの心のケア研修会を開催(1回、動画配信により210名受講) 教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(1回、動画配信により74名受講)</p> <p>「保育士等資質向上研修」全15回のうち「保育所等における児童虐待防止」をテーマに1回研修を実施した。</p> <p>公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教育委員会担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。(5回)</p>
3 若年者に対する予防啓発の推進	<p>データDV防止カード(55,000部)、パンフレットの作成(中高生向け:67,000部)、広報物を用いた周知</p> <p>データDV防止講座の実施 5校 県政出前講座の実施 33回</p> <p>データDV防止学校教育関係者研修会(動画配信)内において、データDV防止の教育の意義や「データDV防止啓発ハンドブック」の活用を促す講義を実施した。</p> <p>データDV防止講座実施校の教職員との意見交換会において、「データDV防止啓発ハンドブック」の活用方法の説明を行った。(5回)</p> <p>「保育士等資質向上研修」全15回のうち「保育所等における児童虐待防止」をテーマに1回研修を実施した。</p> <p>非行防止教室のテーマとして「自殺の未然防止、性非行・わいせつ等」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施した。</p> <p>児童生徒の発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく「性に関する指導」の充実を図る。</p> <p>「性に関する指導」課題解決検討委員会の開催(3回) 「性に関する指導」指導者研修会の開催(1回) 「性に関する指導」授業研究会の開催(1回)</p> <p>生徒指導課・保健体育課と連名で、生命(いのち)の安全教育の推進に関する通知を発出し、各公立学校に周知した。</p> <p>「データDV防止啓発ハンドブック」の活用促進 教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(1回、動画配信により74名受講)</p>
4 子供に及ぼす影響に関する理解の促進	<p>保育従事者等を対象としたこどもの心のケア研修会を開催(1回、動画配信により210名受講)</p> <p>私立学校教職員人権教育研修会の実施 11回 (私立学校、幼稚園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等について周知徹底を行った。)</p> <p>保育従事者等を対象としたこどもの心のケア研修会を開催(1回、動画配信により210名受講) 教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(1回、動画配信により74名受講)</p> <p>「保育士等資質向上研修」全15回のうち「保育所等における児童虐待防止」をテーマに1回研修を実施した。</p> <p>公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教育委員会担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。(5回)</p>
5 加害者に向けた取組の推進	<p>犯罪行為が認められる事案は、被害者の安全確保を図るとともに、迅速に捜査をして、被害者の意向を踏まえ、加害者の検挙、指導及び警告を実施</p> <p>事件検挙(477件)(令和6年中)、指導警告(5,024件)(令和6年中)、防犯指導(5,661件)(令和6年中)</p> <p>誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発の推進</p> <p>県・市町村のDV対策担当者及び民間支援団体関係者を対象とした加害者対策研究会を開催(1回、動画配信により178名受講)</p>

基本目標 II 被害者の安全確保と支援体制の充実

1 早期発見のための取組強化	<p>医療機関を構成団体とした会議での情報提供(2回) 各関係者参加の研修会等での広報啓発資料の配布</p> <p>生活保護新任ケースワーカー研修の実施 DV被害者等に対する生活保護の取扱いについて説明 223人 DV相談に係るチラシを配布(電子データ) ①DVのない社会に!(人権・男女共同参画課) ②DV被害による心身への影響に悩む女性と子供のための心のケア電話相談(同上) ③埼玉県内相談窓口ガイド(埼玉県男女共同参画推進センターWith you さいたま)</p> <p>高齢者虐待対応窓口である市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施。 高齢者虐待対応専門員養成研修(1回・WEB配信) 高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修(1回・WEB配信)</p> <p>業務を通じてDVを発見しやすい立場である介護支援専門員を対象とした法定研修や資質向上を目指す研修において、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行った。</p> <p>保健師等の関係職員は、精神保健相談や母子保健相談等を通じて、DV被害者の早期発見に努めます。 また、関係職員はDV被害者の早期発見に必要な知識や技術を習得するため、男女共同参画課などが開催する研修等に参加します。</p> <p>私立学校教職員人権教育研修会の実施 11回 (私立学校・幼稚園の教職員を対象にDVを含む人権教育研修会を開催し、DVに関する情報提供や学校等における子どもの安全対策等について周知徹底を図った。)</p> <p>保育従事者等を対象としたこどもの心のケア研修会を開催(1回、動画配信により210名受講) 教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(1回、動画配信により74名受講)</p> <p>「保育士等資質向上研修」全15回のうち「保育所等における児童虐待防止」をテーマに1回研修を実施した。</p> <p>公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教育委員会担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。(5回)</p> <p>会議や研修会への講師派遣</p> <p>新任民生委員・児童委員研修 1回 対象:在職期間が1年未満の民生委員</p>
2 警察における被害防止活動の推進	<p>DV事業を認知した際は、被害者の安全を最優先に考え、被害者の保護対策や防犯指導等を実施</p> <p>犯罪行為が認められる事業は、被害者の安全確保を図るとともに、迅速に捜査をして、被害者の意向を踏まえ、加害者の検挙、指導及び警告を実施 警察安全相談窓口等でのDV相談(5,663件)(令和6年中)、DV法に基づく援助(1,024件)(令和6年中)</p> <p>犯罪行為が認められる事業は、被害者の安全確保を図るとともに、迅速に捜査をして、被害者の意向を踏まえ、加害者の検挙、指導及び警告を実施 事件検挙(477件)(令和6年中)、指導警告(5,024件)(令和6年中)、防犯指導(5,661件)(令和6年中)</p> <p>ストーカー事業につき、個々の加害者の問題を踏まえながら、関係機関等と連携を図り、更生のための働きかけを実施</p> <p>被害者等が、事件検挙された加害者から再び危害を加えられる事態を防止するために必要な措置を講じて被害者等を支援</p> <p>事件主管課及び検察庁等関係機関と連携し、迅速かつ的確な再被害防止措置を推進する。</p> <p>各警察署の担当者等に対して、DV事業への適切な対応について、講習等を実施</p>
3 相談体制の充実	<p>家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。</p> <p>女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回</p> <p>電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 インターネット相談 24時間受付</p> <p>女性弁護士による法律相談 月2回 女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回 グループ相談会 3回</p> <p>男女共同参画社会実現に資する図書や資料等の収集と提供を行う情報ライブラリーを運営(通年) 男女共同参画社会の実現に係る意識啓発等のため、各種テーマを設定して講演会や講座を実施(27回)</p> <p>県福祉事務所におけるDV相談支援強化のための女性相談支援員に向けた研修受講の促進及び情報提供の実施</p> <p>県福祉事務所窓口等におけるひとり親家庭の相談及び支援の実施 (16,603件)</p> <p>県福祉事務所に女性相談員を設置(計23名)</p> <p>被害者の性別や国籍に応じて、外部から見えない相談室の利用、同性の職員を対応させる等の被害者の心情や要望等に配意した対応を推進</p> <p>女性相談支援員連絡会議の開催 2回</p> <p>配偶者暴力相談支援センター連絡会議へ参画し市町村内外の関係機関との連携強化へ助言を実施</p> <p>市町村からの連絡調整専用電話の設置</p> <p>民間団体スタッフを対象に含む女性支援・DV被害者支援担当者研修の開催 2回</p> <p>災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化について周知・広報の実施 災害時や感染症拡大等においてDV相談窓口の周知のための広報啓発の実施</p> <p>「避難所の運営に関する指針」や新たに作成した「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」において、避難所生活における困難ごとにに関する相談窓口を設けることと、DVへの配慮が必要な避難者については避難者名簿等の情報管理に留意することを明記し、市町村による適切な避難所運営を引き続き支援した。</p> <p>データDV防止講座の実施 5校 県政出前講座の実施 33回</p> <p>データDV防止学校教育関係者研修会(動画配信)内において、データDV防止の教育の意義や「データDV防止啓発ハンドブック」の活用を促す講義を実施した。</p> <p>データDV防止講座実施校の教職員との意見交換会において、「データDV防止啓発ハンドブック」の活用方法の説明を行った。(5回)</p> <p>男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00</p> <p>性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方などがSNS・電話・メタバースで相談できる専門窓口を設置し、相談に対応(年末年始を除く毎週土曜日18時～22時)(メタバースは10月から・月1回)</p> <p>性暴力等犯罪被害専用電話「アイリスホーリーライン」での相談受付(2,108件)</p> <p>警察に被害申告をしない若しくは躊躇している性犯罪等被害者に対する医療費や法律相談の経済的な支援(医療費33件、法律相談74件)</p> <p>県産婦人科医会が指定する24時間受け入れ可能な中核的な6つの病院への証拠採取キットの配備(採取キット使用数13件)</p> <p>性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成(4人)</p> <p>犯罪被害者のニーズに応じた対応をするため、性犯罪相談ダイヤル(ハートさん)を24時間体制で運用するほか、犯罪被害者支援室における被害者相談フリーダイヤル(平日8:30～17:15)を運用し、必要に応じて面接やカウンセリングを実施するなど相談体制の充実を図る。</p> <p>・犯罪被害者支援室における相談受理件数 (949件)</p> <p>・犯罪被害者支援室におけるカウンセリング件数(242件)</p>

4 保護体制の充実	<p>女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回</p> <p>一時保護及び一時保護委託をした子どもが適切に教育、心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。</p> <p>家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。</p> <p>福祉事務所(県及び市(政令市除く))が、緊急に母子を母子生活支援施設に入所させた場合に県が費用を支弁した。</p> <p>緊急の保護に対応できるよう一時保護施設と連携し、24時間対応を実施</p> <p>県警察からの情報提供制度に基づき、犯罪被害者早期援助団体(公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)によるホテル等宿泊施設での保護を行う。</p> <p>緊急の保護に対応するため、DV被害者等への一時避難費用の公費負担を実施</p> <p>県福祉事務所が母子を母子生活支援施設に入所させた場合に必要な費用を支弁した。</p>
5 外国人、障害者、高齢者への支援	<p>「埼玉県外国人の生活ガイド」作成 11言語 多文化共生キーパーソン研修 1回</p> <p>外国语リーフレットの活用による相談窓口の周知徹底</p> <p>外国人総合相談センター埼玉による相談対応 5,973件 県内の外国人相談に携わる相談員向け研修 2回</p> <p>相談員への情報提供 民間団体との連携 国の動向を踏まえた関係機関に対する情報提供</p> <p>視覚障害者に対しては、HPの音声読み上げを活用し、相談案内の提供を行う。</p> <p>聴覚障害者に対しては、インターネット相談を実施する。</p> <p>障害者及びその家族等からの生命・身体に対する侵害などに関する相談に対し、電話や面談等により応じる。(578件)</p> <p>DV相談の経過中に精神疾患やメンタルヘルスの課題が顕在化した事例について、精神保健福祉センターにおいて、相談・コンサルテーションなどを行う。</p> <p>県保健所において、保健師・精神保健福祉士による精神保健相談を実施する。(相談件数:33,007件)</p> <p>市町村等関係機関との会議や研修会において、障害者(障害を持つDV被害者を含む)の円滑な保護についての情報共有及び協力要請を行った。(研修参加数:2,818人)</p> <p>関係課への情報提供、意識啓発の働きかけ</p> <p>介護施設等職員に対する高齢者虐待防止研修(1回・WEB配信)</p> <p>7月にWEB開催した集団指導において、高齢者虐待防止推進について周知を行った。</p> <p>市町村からの相談等に対し、適切に対応した。</p>
6 関係機関の支援ネットワークの充実	<p>困難女性支援関係機関連携会議の開催(2回)</p> <p>女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回</p>
7 被害者に関する個人情報の保護	<p>戸籍住民基本台帳事務初級者研修会への出席(4回) 埼玉県連合戸籍住民基本台帳事務協議会への出席(5回) 戸籍住民基本台帳事務合同勉強会への出席(1回)</p> <p>個人情報の適切な管理及び秘密の保持の徹底について関係機関に対する周知</p>
8 職務関係者の配慮と資質の向上	<p>DV相談ハンドブックの隨時活用</p> <p>女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回 女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回</p> <p>母子・父子自立支援員等一般研修 2回実施</p> <p>女性支援・DV被害者支援地区別専門研修の開催 4回</p> <p>各機関の会議や研修会の場における職務関係者に対する二次的被害防止に係る研修の実施</p>

基本目標 Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

1 住宅の確保に関する支援	<p>家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。</p> <p>県営住宅入居を希望するDV被害者からの相談に応じ、「DV相談証明書」を発行</p> <p>県営住宅の一時提供</p> <p>県営住宅定期募集時の抽選倍率の優遇</p> <p>公営住宅整備・管理研修会での要請</p> <p>民間賃貸住宅に関わる団体への協力働きかけに向けた情報提供</p> <p>宅地建物取引業保証協会(2団体)が実施する、宅建業者を対象とした法定研修会(集合5回・Web1回)に担当職員が講師として参加し、住宅確保要配慮者(DV被害者を含む)の住宅確保についての理解、協力を求める説明を行う。</p> <p>あんしん賃貸住まいサポート店における住宅確保要配慮者の年間契約数 1,328件</p> <p>無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える生活保護受給者に対し、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行う。</p> <p>居宅移行者24人</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、町村部において、離職又は自営業の廃止により住居を失った方、又は失うおそれの高い方等に対し、一定期間家賃相当額の支給を行う。</p> <p>支給件数6件</p> <p>県福祉事務所及び市福祉事務所が、母子を母子生活支援施設に入所させた場合に必要な費用を支弁した。</p> <p>ステップハウスも含めた民間団体による自立支援事業の活用促進のための周知活動</p>
2 心の回復に関する支援	<p>家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。</p> <p>女性支援・DV被害者支援担当者基礎研修の開催 1回</p> <p>女性支援・DV被害者支援担当者実務研修の開催 1回</p> <p>女性支援・DV被害者支援担当者応用研修の開催 1回</p> <p>女性臨床心理士によるカウンセリング 月1回</p> <p>DVや離婚、子育てに悩む女性を対象としたグループ相談会 3回</p> <p>心のケア電話相談の実施</p> <p>心理教育プログラムの実施(2コース)</p> <p>DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託</p>
3 就業に関する支援	<p>電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00</p> <p>インターネット相談 24時間受付</p> <p>男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00</p> <p>埼玉しごとセンター女性コーナーにおいて、就職希望者に対する支援を実施。</p> <p>埼玉しごとセンター女性コーナー就職確認者数:341人</p> <p>女性キャリアセンターにおいて、働きたい女性に対し就業支援を実施。</p> <p>女性キャリアセンター就職確認者数:2,043人</p> <p>求職者や新規学卒者の就労を支援するため、高等技術専門校(6校1分校)において職業訓練を実施した。(修了者等384人) また、母子家庭の母や父子家庭の父及び生活保護受給者に対する職業訓練を実施した。(修了者8人)</p> <p>パソコン教室や就職支援講習の開催 (パソコン教室4回 就職支援講習 2回)</p> <p>退所後の就労による自立を支援するため、準備講座を実施した。</p> <p>DVをはじめとした困難な問題を抱える女性向けのセミナー＆グループ相談会の実施 6回</p> <p>児童福祉法第24条第3項の規定により保育所等に入所する児童の利用の調整を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮を行った。</p> <p>DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託</p>
4 経済的な支援	<p>管内43福祉事務所に対し、生活保護法実行事務監査を実施し、保護の迅速な決定と適切な制度の運用について、検討を実施した。DV被害者を含む受給者に対する生活保護の取扱いに問題点が見受けられた場合、助言指導を行った。</p> <p>児童扶養手当に関する広報及び市町村指導の実施 広報1回 市町村指導23市町村</p> <p>小児慢性特定疾病医療費助成制度の被害者世帯認定等について、相談があつた該当者に対して弾力的運用を行つた。</p> <p>こども医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について、被害者に対し適切な配慮が行われるよう実施主体である市町村に助言する。</p> <p>経済的支援のための情報提供の実施</p> <p>DVの被害者に係る国民健康保険の取扱いについては、国保連合会が主催する国保事務新任者を対象とした研修会で周知徹底を図るとともに、DV被害者に対して適切な対応が取れるよう講義を行つた。(初任者研修1回)</p> <p>市町村職員などを対象とした高齢者虐待に関する研修などにおいて、介護保険に関する取扱いについて説明する。</p>
5 法的手続きに関する支援	<p>法律相談の実施</p> <p>女性弁護士による法律相談 月2回</p> <p>電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00</p> <p>インターネット相談 24時間受付</p> <p>男性臨床心理士による電話相談 每月第1・3日曜日 11:00～15:00</p> <p>DV防止法第14条第2項に基づく、裁判所からの書面提出請求に対して、配偶者からの暴力相談等対応票を提出するほか、被害者の安全を確保</p>
6 地域における支援	<p>家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行つた。</p> <p>DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託</p> <p>県政出前講座「メスティック・バイオレンス(DV)のない社会に」の実施(1回)</p> <p>会議や研修会への講師派遣</p> <p>新任民主委員・児童委員研修 1回</p> <p>対象:在職期間が1年未満の民主委員</p>

基本目標 IV 子供の安全確保と健やかな成長への支援

1 早期発見と安全確保	<p>市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の機能強化に要する費用の一部を補助した。(37市町) 電話相談窓口「子どもスマイルネット」を運営し、こどもに関する様々な悩みについて相談に応じた。(相談件数2,893件) 子育てに悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対して、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、SNSを活用した、相談窓口を設置し対応を行った。 スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置を行った。 また、市町村が行う相談員配置事業の助成を行った。 (SC:公立学校1,084校、教育事務所等6所に配置したとともに、SCIによるオンライン相談を週5日間開設した。) (SSW:政令市・中核市を除く59市町村、県立高校32校、各教育事務所4所に配置したとともに、SSWIによるオンライン相談を週2日間開設した。) (中学校相談員:さいたま市を除く62市町村へ助成を行った。)</p> <p>一時保護及び一時保護委託をした子どもが適切に教育、心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。</p> <p>市町村DV所管課に対する要保護児童対策地域協議会への参画促進</p> <p>男女共同参画推進センターと児童相談所は、DVや児童虐待に係る業務とその連携について理解を深めるための所内研修などを実施するとともに、一時保護入所者とその同伴児童の安全な生活を確保するため、情報共有などの連携を推進した。 また、市町村におけるDV対応機関が要保護児童対策地域協議会に参画するよう働きかけた。</p> <p>男女共同参画推進センターと児童相談所との協力体制の強化を促進した。</p>
	<p>家庭関係の破綻やDVによる被害等により、居所等の生活基盤を失った女性を保護し、自立のための支援を行った。</p> <p>心のケア電話相談の実施 心理教育プログラムの実施(2コース)</p> <p>心理的ケアを実施するための嘱託医師の配置及び、治療的プログラム事業を実施した。</p> <p>心理療法を必要とする児童等及び母子に、心理療法を実施した。</p> <p>各保健所に子どもの心に関する専門相談を開設し、子どもやその家族への支援体制を整備した。 子どもの心の健康相談 相談者数 延べ221人</p> <p>各保健所に関係機関との連絡会議の場を設け、関係者間の情報の共有やネットワーク化を推進した。 小児精神保健医療推進連絡会議 参加者95人</p> <p>一時保護及び一時保護委託をした子どもが適切に教育、心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。</p> <p>児童福祉法第24条第3項の規定により保育所等に入所する児童の利用の調整を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮を行った。</p> <p>私立学校教職員人権教育研修会における周知徹底及び協力要請 11回 (子どもの学籍や居住地等の情報の適切な管理を行い、子どもの安全確保に努めるよう学校、保育所、幼稚園及び認定こども園に対して周知を図った。また、標準的な対応マニュアルを作成し、各学校等における安全確保体制を整備するよう協力要請した。)</p> <p>「保育士等資質向上研修」全15回のうち「保育所等における児童虐待防止」をテーマに1回研修を実施した。</p> <p>児童虐待防止支援研修会において、安全確保体制の徹底を周知した。(2回)</p> <p>DV被害者に対し、子どもの就学についての情報提供を行う。</p> <p>電話相談 月～水、金、土曜日 9:30～20:30 日曜日、祝・休日 9:30～17:00 インターネット相談 24時間受付 男性臨床心理士による電話相談 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 母子生活支援施設において、児童の養育支援に関する助言及び指導並びに関係機関との調整等の支援を行う職員を配置し、母子に対する支援をした。</p>

基本目標 V 民間団体との連携・協働の推進

1 民間団体との連携の推進	<p>民間団体を構成団体とした困難女性支援関係機関連携会議の開催（2回） 民間団体のスタッフを研修会や講座の講師として招へい 個人情報、団体情報の適切な管理と配慮の実施及び各関係課所への働きかけ</p>
2 民間団体の育成・支援	<p>民間団体の活動支援のための補助金交付(5団体) 民間団体への情報提供 民間団体スタッフへのフォローアップ研修会の実施(1回) 民間シェルター等への一時保護委託(7件) DV被害者に対する継続的な支援を民間団体に委託(95組)</p>